



Title	アジア太平洋研究会会則
Author(s)	
Citation	アジア太平洋論叢. 2001, 11, p. 231
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99967
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アジア太平洋研究会会則

第1条〔名称〕 本会は、アジア太平洋研究会と称する。

- 2) 本会の英文名称を、The Kansai Institute of Asia-Pacific Studies (KIAPS) とする。

第2条〔目的〕 本会は、グローバルな視野に立った地域研究および地球規模の問題に関する学術的研究を行うことを目的とする。

第3条〔事業〕 本会の目的に合致する事業を行う。

- 2) 『アジア太平洋論叢』を会誌に準ずるものとし、その定期発行に努める。
- 3) 他の研究組織・団体との共同研究と提携を進める。

第4条〔会員〕 本会の目的に賛同するものによって構成される。会員は所定の会費を納入する。

- 2) 本会に特別会員を置くことができる。

第5条〔総会〕 年一回、会員総会および研究大会を開催する。

第6条〔運営〕 本会の円滑な運営をはかるために、若干名の理事によって構成される理事会を設置する。

- 2) 理事は会員総会において選出される。
- 3) 本会を統括する代表一人を置き、代表の選出は理事の互選による。
- 4) 理事会は会員総会において事業報告を行う。
- 5) 理事会は会務を処理するため、大阪外国语大学に事務局を設置する。
- 6) 会計監査のため会計監事を置く。

第7条〔会則変更〕 会則の変更は、会員総会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければならない。

(付則) 本会則は1999年4月1日より施行する。